

平成28年3月期
決算資料

平成28年5月



○損益計算書の概要【連結】

(単位:億円)

		平成28年3月期 (A)	平成27年3月期 (B)	前年度比増減 (A) - (B)
連結業務粗利益	1	1,209	1,281	△ 71
資金利益	2	1,083	1,178	△ 94
役務取引等利益	3	105	79	25
その他業務利益	4	20	23	△ 2
営業経費	5	△ 460	△ 435	△ 24
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	749	845	△ 96
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	749	845	△ 96
臨時損益(△は費用)	9	1,102	684	417
不良債権関連処理額	10	△ 8	△ 3	△ 5
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	257	286	△ 28
株式等関係損益(*1)	12	441	162	279
持分法による投資損益	13	61	22	38
その他	14	350	216	134
うちファンド関連損益	15	267	159	108
経常利益	16	1,851	1,530	321
特別損益	17	15	6	9
税金等調整前当期純利益	18	1,867	1,536	330
法人税等合計	19	△ 576	△ 589	13
当期純利益	20	1,290	946	343
非支配株主に帰属する当期純利益	21	1	19	△ 18
親会社株主に帰属する当期純利益	22	1,289	927	361
与信関係費用(△は費用)(*2)	23	248	282	△ 33
株式・ファンド関係損益(*3)	24	708	321	387

(*1) 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(△繰入額) + 株式等償却(△) + 株式等売却益(△売却損)

(*2) 与信関係費用(△費用) = 貸倒引当金戻入額(△繰入額) + 偶発損失引当金戻入額(△繰入額) + 貸出金償却(△) + 償却債権取立益 + 債権売却益(△売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益 = 株式等関係損益 + ファンド関連損益

(単位:社)

		平成28年3月末 (A)	平成27年3月末 (B)	前年度末比増減 (A) - (B)
連結子会社数	25	25	25	—
非連結子会社数	26	33	30	3
持分法適用関連会社数	27	25	20	5
持分法非適用関連会社数	28	94	93	1

○損益計算書の概要【単体】

(単位:億円)

		平成28年3月期 (A)	平成27年3月期 (B)	前年度比増減 (A) - (B)
業務粗利益	1	1,212	1,289	△ 77
資金利益	2	1,100	1,182	△ 82
役務取引等利益	3	99	74	25
その他業務利益	4	12	32	△ 20
営業経費	5	△ 424	△ 403	△ 20
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6	788	886	△ 97
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	7	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入後)	8	788	886	△ 97
臨時損益(△は費用)	9	958	597	361
不良債権関連処理額	10	△ 8	△ 3	△ 5
貸倒引当金戻入益・取立益等	11	256	285	△ 28
株式等関係損益(*1)	12	439	75	364
その他	13	271	239	31
うちファンド関連損益	14	306	220	86
経常利益	15	1,746	1,483	263
特別損益	16	△ 3	△ 1	△ 2
税引前当期純利益	17	1,742	1,482	260
法人税等合計	18	△ 564	△ 581	16
当期純利益	19	1,178	900	277
与信関係費用(△は費用)(*2)	20	248	282	△ 34
株式・ファンド関係損益(*3)	21	745	295	450

(*1) 株式等関係損益 = 投資損失引当金戻入益(△繰入額) + 株式等償却(△) + 株式等売却益(△売却損)

(*2) 与信関係費用(△費用) = 貸倒引当金戻入額(△繰入額) + 偶発損失引当金戻入額(△繰入額) + 貸出金償却(△) + 償却債権取立益 + 債権売却益(△売却損)

(*3) 株式・ファンド関係損益 = 株式等関係損益 + ファンド関連損益

○自己資本比率【連結】【単体】

国際統一基準

(単位:億円)

		平成28年3月末 [速報値](A)	平成27年3月末 (B)	前年度末比増減 (A) - (B)
連結総自己資本比率	22	17.87%	16.80%	1.06%
連結Tier1比率	23	17.54%	16.29%	1.25%
連結普通株式等Tier1比率	24	17.54%	16.22%	1.31%
連結における総自己資本の額	25	28,434	27,179	1,254
リスク・アセットの額	26	159,086	161,730	△ 2,644
単体総自己資本比率	27	16.85%	16.38%	0.46%
単体Tier1比率	28	16.54%	15.89%	0.64%
単体普通株式等Tier1比率	29	16.54%	15.89%	0.64%
単体における総自己資本の額	30	28,135	26,922	1,213
リスク・アセットの額	31	166,952	164,313	2,639
連結レバレッジ比率	32	16.74%	15.37%	1.37%

○その他決算説明資料(平成28年3月期)

1. 期別投融資額及び資金調達額状況(フロー)【単体】

(単位:億円)

	平成27年3月期 (12ヵ月実績)	平成28年3月期 (12ヵ月実績)	平成29年3月期 (12ヵ月予算)*8
投融資額	25,442	30,277	22,150
融資等*1	22,627	28,613	} 22,150
投資*2	2,814	1,663	
資金調達額	25,442	30,277	22,150
財政投融資	6,616	6,344	6,500
財政融資資金	3,000	3,000	3,000
政府保証債(国内債)	2,000	2,000	1,500
政府保証債(外債)*3	1,616	1,343	2,000
社債(財投機関債)*3*4	3,748	3,953	4,000
長期借入金*5*6	3,777	3,582	2,600
回収等*7	11,299	16,397	9,050

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 短期社債は含んでおりません。

*5 平成28年3月期の長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」)からの借入は、1,012億円となっております。

*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*7 産業投資出資金を含んでおります。

*8 平成29年3月期(平成28年度予算)は、年度当初の予算であり、震災対応等にかかる「危機対応業務」等に関する予算は含まれておりません。

(参考①)融資等残高及び投資残高【単体】

(単位:億円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
融資等残高*1	140,836	137,243
投資残高*2	7,518	8,090

*1 社債を含む経営管理上の数値であります。

*2 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値であります。

(参考②)資金調達残高【単体】

(単位:億円)

	平成27年3月末	平成28年3月末
資金調達残高	131,307	125,666
財政投融資等	69,572	68,615
財政融資資金等*1	40,664	39,290
政府保証債(国内債)*2	15,030	16,600
政府保証債(外債)*2*3	13,878	12,724
財投機関債*2*3	3,320	2,920
社債(財投機関債)*2*3*4*5	13,417	15,014
長期借入金*6	44,996	39,116
うち日本公庫より借入	32,865	27,230
寄託金	1	0

*1 産業投資借入金(財政投融資特別会計)等を含んでおります。

*2 債券は額面ベースとなっております。

*3 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

*4 株式会社化以降の発行分であります。

*5 短期社債は含んでおりません。

*6 外貨建て長期借入金のうち、振当処理の対象とされている長期借入金につきましては、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しております。

平成28年3月末の融資等残高は、平成27年3月末比3,592億円減少し13兆7,243億円となっております。また、平成28年3月末の投資残高は、平成27年3月末比571億円増加し8,090億円となっております。

一方、平成28年3月末の資金調達残高は、平成27年3月末比5,641億円減少し12兆5,666億円となっております。減少の主な要因は、危機対応融資の約定回収等に伴い、日本公庫からの借入金残高(ツーステップ・ローン)が減少したこと等によるものです。

2. 貸出金等の状況

I. リスク管理債権の状況

【連結】

(単位:百万円)

	平成27年3月末	平成27年9月末	平成27年9月末比		平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破綻先債権	—	786	786	—	786
延滞債権	80,537	57,620	△ 26,644	△ 3,726	53,893
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	21,741	30,167	6,051	△ 2,374	27,792
リスク管理債権合計①	102,278	88,574	△ 19,806	△ 6,101	82,472

貸出金残高(末残)②	13,261,343	13,020,757	△ 308,775	△ 68,189	12,952,567
①/②×100(%)	0.77	0.68	△0.13	△0.04	0.64

【単体】

(単位:百万円)

	平成27年3月末	平成27年9月末	平成27年9月末比		平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破綻先債権	—	786	786	—	786
延滞債権	78,937	57,620	△ 25,044	△ 3,726	53,893
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	21,741	30,167	6,051	△ 2,374	27,792
リスク管理債権合計①	100,678	88,574	△ 18,206	△ 6,101	82,472

貸出金残高(末残)②	13,409,078	13,182,000	△ 289,685	△ 62,607	13,119,393
①/②×100(%)	0.75	0.67	△0.12	△0.04	0.63

II. 金融再生法開示債権の状況(部分直接償却実施後)【単体】

(単位:百万円)

	平成27年3月末	平成27年9月末	平成27年9月末比		平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	503	4,091	2,347	△ 1,241	2,850
危険債権	79,328	55,108	△ 27,084	△ 2,865	52,243
要管理債権	21,741	30,167	6,051	△ 2,374	27,792
合計①	101,572	89,368	△ 18,686	△ 6,481	82,886

(参考) 部分直接償却実施額全額(平成27年9月末:35,567百万円、平成28年3月末:22,791百万円)

総与信残高(末残)②	13,606,235	13,383,719	△ 279,976	△ 57,460	13,326,258
①/②×100(%)	0.75	0.67	△0.12	△0.05	0.62

Ⅲ.金融再生法開示債権における保全状況(部分直接償却実施後)【単体】

①保全率

(単位:%)

	平成27年3月末	平成27年9月末			平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—	—	100.0
危険債権	99.0	96.9	△ 2.0	0.1	97.0
要管理債権	75.5	89.2	12.1	△ 1.6	87.6
開示債権合計	93.9	94.5	△ 0.0	△ 0.5	93.9

②信用部分に対する引当率

(単位:%)

	平成27年3月末	平成27年9月末			平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0	—	—	100.0
危険債権	94.4	93.0	△ 1.5	△ 0.1	92.9
要管理債権	63.0	76.0	9.7	△ 3.4	72.7
開示債権合計	85.8	87.4	0.3	△ 1.3	86.1

③その他の債権に対する引当率

(単位:%)

	平成27年3月末	平成27年9月末			平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
要管理債権以外の要注意先債権	9.7	10.1	△ 0.5	△ 0.9	9.2
正常先債権	0.2	0.2	△ 0.0	0.0	0.2

Ⅳ.与信関係費用

【連結】

【単体】

(単位:百万円)

	【連結】		【単体】	
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
与信関係費用(△)	28,279	24,895	28,255	24,824
貸倒引当金繰入(△)・戻入	25,601	17,488	25,578	17,453
一般貸倒引当金繰入(△)・戻入	12,549	8,086	12,526	8,051
個別貸倒引当金繰入(△)・戻入	13,051	9,401	13,051	9,401
偶発損失引当金繰入(△)・戻入	△ 5	△ 3	△ 5	△ 3
貸出金償却(△)	△ 327	△ 1,198	△ 327	△ 1,198
償却債権取立益	3,009	8,274	3,009	8,237
貸出債権売却損(△)益	—	335	—	335

Ⅴ.第三セクター向けリスク管理債権の状況【連結】

(単位:百万円)

	平成27年3月末	平成27年9月末			平成28年3月末
			平成27年3月末比	平成27年9月末比	
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	7,580	3,049	△ 4,685	△ 154	2,895
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	14,347	13,664	△ 932	△ 249	13,415
リスク管理債権合計①	21,928	16,714	△ 5,618	△ 404	16,310
貸出金残高(末残)②	332,770	306,018	△ 38,407	△ 11,655	294,362
①/②×100(%)	6.59	5.46	△1.05	0.08	5.54

連結貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	461,312	債券	3,221,870
金銭の信託	17,786	借 用 金	7,892,171
有価証券	1,803,087	社 債	1,506,038
貸出金	12,952,567	そ の 他 負 債	181,043
その他の資産	175,076	賞 与 引 当 金	4,731
有形固定資産	368,846	役 員 賞 与 引 当 金	11
建物	19,221	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,997
土地	91,578	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63
リース資産	4	偶 発 損 失 引 当 金	16
建設仮勘定	4,491	繰 延 税 金 負 債	28,910
その他の有形固定資産	253,550	支 払 承 諾	180,124
無形固定資産	7,668	負債の部合計	13,022,979
ソフトウェア	4,970	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	2,697	資 本 金	1,000,424
退職給付に係る資産	2,458	危 機 対 応 準 備 金	206,529
繰延税金資産	374	特 定 投 資 準 備 金	130,000
支払承諾見返	180,124	特 定 投 資 剰 余 金	618
貸倒引当金	△ 61,529	資 本 剰 余 金	995,466
投資損失引当金	△ 594	利 益 剰 余 金	456,591
		株 主 資 本 合 計	2,789,629
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	55,074
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	34,561
		為 替 換 算 調 整 勘 定	429
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 83
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	89,982
		非 支 配 株 主 持 分	4,588
		純資産の部合計	2,884,200
資産の部合計	15,907,180	負債及び純資産の部合計	15,907,180

連結損益計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	358,606
資金運用収益	215,315
貸出金利息	185,136
有価証券利息配当金	22,123
コールローン利息及び買入手形利息	82
買現先利息	226
預け金利息	54
金利スワップ受入利息	7,549
その他の受入利息	141
役員取引等収益	11,326
その他の業務収益	9,526
その他の経常収益	122,438
貸倒引当金戻入益	17,488
償却債権取立益	8,274
その他の経常収益	96,676
経常費用	173,449
資金調達費用	106,932
債券利息	35,056
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借入金利息	66,981
短期社債利息	202
社債利息	4,623
その他の支払利息	68
役員取引等費用	798
その他の業務費用	7,479
営業経費用	46,041
その他の経常費用	12,197
投資損失引当金繰入額	69
その他の経常費用	12,127
経常利益	185,156
特別利益	4,071
固定資産処分益	70
負のれん発生益	4,000
特別損失	2,494
固定資産処分損失	99
減損損失	347
段階取得に係る差損	2,047
税金等調整前当期純利益	186,733
法人税、住民税及び事業税	51,795
法人税等調整額	5,867
法人税等合計	57,663
当期純利益	129,070
非支配株主に帰属する当期純利益	117
親会社株主に帰属する当期純利益	128,952

連結株主資本等変動計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	344,728	2,612,147
当期変動額							
政府の出資			65,000				65,000
資本金から危機対応準備金への振替	△ 206,529	206,529					—
資本剰余金から特定投資準備金への振替			65,000		△ 65,000		—
剰余金の配当						△ 22,514	△ 22,514
親会社株主に帰属する当期純利益						128,952	128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618		△ 618	—
持分法適用会社の増加に伴う増加						6,043	6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	△ 206,529	206,529	130,000	618	△ 65,000	111,862	177,481
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	456,591	2,789,629

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	85,865	33,311	1,617	△ 12	120,781	14,344	2,747,274
当期変動額							
政府の出資							65,000
資本金から危機対応準備金への振替							—
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△ 22,514
親会社株主に帰属する当期純利益							128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
持分法適用会社の増加に伴う増加							6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 30,790	1,249	△ 1,188	△ 70	△ 30,799	△ 9,755	△ 40,555
当期変動額合計	△ 30,790	1,249	△ 1,188	△ 70	△ 30,799	△ 9,755	136,925
当期末残高	55,074	34,561	429	△ 83	89,982	4,588	2,884,200

連結注記表

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 25 社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

D B J リアルエステート(株)

D B J 投資アドバイザー(株)

D B J キャピタル(株)

D B J 証券(株)

D B J アセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢（北京）有限公司

(連結の範囲の変更)

なお、平塚ホールディング特定目的会社は、当連結会計年度末に支配権を獲得したことにより、コアインベストメントジャパン特定目的会社は設立により、当連結会計年度から連結しております。

また、D B J 事業投資(株)は清算により、あすかD B J 投資事業有限責任組合は実質的な支配関係が認められない状況になったことにより、連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社 33 社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

非連結の子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社

該当ありません。

②持分法適用の関連会社 25 社

主要な会社名

(株)A I R D O

(持分法適用の範囲の変更)

なお、(株)ソラシドエア(旧商号 スカイネットアジア航空(株))は重要性が増加したことにより、スカイマーク(株)他2社は新規出資等により、当連結会計年度から持分法を適用しております。また、あすかDBJ投資事業有限責任組合は、実質的な支配関係が認められない状況になったことから、連結の範囲から除外し、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、平塚ホールディング特定目的会社は、重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しておりますが、当連結会計年度末に支配権を獲得したことから、持分法の対象から除外しております。

③持分法非適用の非連結の子会社 33社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

④持分法非適用の関連会社 94社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結の子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、日本省力機械(株)、(株)PRISM Pharma、(株)泉精器製作所、TES HOLDINGS LIMITED、Grace A(株)、(株)ソシオネクスト、Sartorius Mechatronics T&H GmbH、関東運輸(株)、エスアイアイ・セミコンダクタ(株)、(株)大將軍

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(3) 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結される子会社の財務諸表を使用しております。連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 17社

2月末日 1社

3月末日 7社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金
- b. ヘッジ手段…通貨スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及び外貨建社債
- c. ヘッジ手段…外貨建直先負債
ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内の連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内の連結される子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

追加情報

特定投資業務は、平成 27 年 5 月 20 日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 23 号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、注記事項「(連結貸借対照表関係)」に記載しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式及び出資金総額 114,474 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 786 百万円、延滞債権額は 53,893 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27,792 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 82,472 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 4,689 百万円

有形固定資産 73,518 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 51,451 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金 461,856 百万円及び有価証券 115,563 百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として有価証券 7,400 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 937 百万円、金融商品等差入担保金 12,936 百万円、中央清算機関差入証拠金 21,662 百万円及び保証金 73 百万円が含まれております。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第 17 条及び旧日本政策投資銀行法第 43 条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券 1,330,054 百万円の一般担保に供しております。

7. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借入金	51,451 百万円
社債	4,750 百万円
当該ノンリコース債務に対応する資産	
現金預け金	4,689 百万円
有形固定資産	73,518 百万円

8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、841,229 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 394,333 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 13,406 百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,032 百万円であります。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 22 等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額

及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、株式等売却益 46,163 百万円、持分法による投資損益 6,140 百万円、投資事業組合等利益 34,057 百万円及び土地建物賃貸料 5,126 百万円を含んでおります。

2. その他の経常費用には、投資事業組合等損失 7,588 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年 度期首株式数	当連結会計年 度増加株式数	当連結会計年 度減少株式数	当連結会計年 度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種 類	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生 日
平成 27 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	22,514 百万円	516 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の
末日後となるもの

該当ありません。

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条 23 第 7 項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第 2 条 25 第 1 項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類の作成方針 会計方針に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規定に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規定においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR (Value at Risk)、金利感応度分析 (Basis Point Value) 等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程

度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規定や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それを ALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規定に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。

市場リスク量（損失額の推定値）は、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%）による VaR に基づいております。平成28年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、26,360百万円です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的に実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することで ALM 運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規定に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対 照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	461,312	461,314	2
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	804,050	821,180	17,130
その他有価証券	419,648	419,648	—
(3) 貸出金	12,952,567		
貸倒引当金（*1）	△60,935		
	12,891,632	13,544,524	652,892
資産計	14,576,643	15,246,667	670,024
(1) 債券	3,221,870	3,377,600	155,729
(2) 借入金	7,813,171	8,001,512	188,341
(3) 社債	1,506,038	1,514,237	8,199
負債計	12,541,080	12,893,351	352,271
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,919	24,919	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,731)	(1,731)	—
デリバティブ取引計	23,188	23,188	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(3) 社債

当行及び連結される子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結される子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）及びクレジットデリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 金銭の信託 (* 1)	17,786
② 非上場株式 (* 2) (* 3)	330,616
③ 組合出資金 (* 1)	190,641
④ 非上場その他の証券等 (* 2) (* 3)	90,821
⑤ 産業投資借入金 (財政投融资特別会計) (* 4)	79,000
合 計	708,864

- (* 1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (* 3) 当連結会計年度において、1,910百万円 (うち非上場株式561百万円、非上場その他の証券1,348百万円) の減損処理を行っております。
- (* 4) 産業投資借入金 (財政投融资特別会計) については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	461,305	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的 の債券	187,914	230,709	215,835	81,226	56,535	31,829
その他有価証 券のうち満期 があるもの	24,358	36,589	113,368	78,171	38,702	44,088
貸出金(*)	2,525,049	3,401,265	3,055,686	1,622,470	1,564,807	728,609
合 計	3,198,627	3,668,563	3,384,889	1,781,867	1,660,046	804,527

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,680百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,242,393	2,152,580	1,638,552	968,592	1,028,287	861,763
債券及び社債	837,694	1,389,077	808,749	589,822	849,704	252,860
合 計	2,080,087	3,541,657	2,447,302	1,558,414	1,877,992	1,114,624

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えるもの	国債	171,379	183,334	11,954
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	269,860	274,714	4,853
	その他	177,552	180,258	2,706
	小計	618,793	638,307	19,514
時価が連結 貸借対照表 計上額を超 えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	94,012	93,265	△746
	その他	91,245	89,607	△1,637
	小計	185,257	182,873	△2,383
合計		804,050	821,180	17,130

3. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	68,361	24,571	43,790
	債券	323,242	307,426	15,816
	国債	56,275	54,070	2,205
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	266,967	253,356	13,610
	その他	6,069	3,587	2,482
	小計	397,674	335,585	62,089
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,393	14,668	△1,275
	債券	8,581	8,712	△131
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,581	8,712	△131
	その他	35,000	35,000	—
	小計	56,974	58,381	△1,407
合計	454,648	393,966	60,681	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	67,916	45,705	1
債券	106,641	3,332	376
国債	82,364	2,957	57
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	24,277	375	319
その他	3,518	376	0
合計	178,075	49,414	378

6. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものではありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、14百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成28年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	17,786	16,821	964	964	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.34%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 5 百万円、繰延税金負債は 1,513 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 1,170 百万円、繰延ヘッジ損益は 818 百万円、退職給付に係る調整累計額は 0 百万円、法人税等調整額は 477 百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 60 相当額が控除限度額とされ、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の 100 分の 55 相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は 14 百万円減少し、法人税等調整額は 14 百万円増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	59,766 円 95 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	2,948 円 33 銭

(注)純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、連結貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る期末の純資産額としております。

親会社株主に帰属する当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、連結損益計算書に掲げる親会社株主に帰属する当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る親会社株主に帰属する当期純利益としております。

第8期末 貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	433,496	債 券	3,221,870
現 預 金	5	借 用	7,840,720
預 け 金	433,491	借 入	7,840,720
金 銭 の 信 託	16,032	社 債	1,501,288
有 価 証 券	1,828,773	そ の 他 負 債	176,320
国 債	227,655	未 払 法 人 税 等	26,916
社 債	691,421	未 払 費 用	21,068
株 式	452,930	前 受 収 益	518
そ の 他 の 証 券	456,765	金 融 派 生 商 品	44,650
貸 出 金	13,119,393	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	72,598
証 書 貸 付	13,119,393	リ ー ス 債 務	5
そ の 他 資 産	172,215	資 産 除 去 債 務	1,374
前 払 費 用	3,433	そ の 他 の 負 債	9,188
未 収 収 益	29,081	賞 与 引 当 金	4,400
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	937	役 員 賞 与 引 当 金	11
金 融 派 生 商 品	67,987	退 職 給 付 引 当 金	6,544
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	12,936	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	56
そ の 他 の 資 産	57,839	偶 発 損 失 引 当 金	16
有 形 固 定 資 産	113,291	繰 延 税 金 負 債	27,603
建 物	19,126	支 払 承 諾	180,124
土 地	91,578	負 債 の 部 合 計	12,958,957
リ ー ス 資 産	4	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	771	資 本 金	1,000,424
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,810	危 機 対 応 準 備 金	206,529
無 形 固 定 資 産	6,883	特 定 投 資 準 備 金	130,000
ソ フ ト ウ ェ ア	4,919	特 定 投 資 剰 余 金	618
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,963	資 本 剰 余 金	995,466
前 払 年 金 費 用	1,290	資 本 準 備 金	995,466
支 払 承 諾 見 返	180,124	利 益 剰 余 金	429,751
貸 倒 引 当 金	△ 61,907	そ の 他 利 益 剰 余 金	429,751
投 資 損 失 引 当 金	△ 594	別 途 積 立 金	312,478
		繰 越 利 益 剰 余 金	117,273
		株 主 資 本 合 計	2,762,789
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	52,206
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	35,045
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	87,252
		純 資 産 の 部 合 計	2,850,042
資 産 の 部 合 計	15,808,999	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	15,808,999

第8期 損益計算書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	344,910
資	金 運 用 収 益	216,972
	貸 出 金 利 息 配 当	187,526
	有 価 証 券 利 息	21,402
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	82
	買 現 先 利 息	226
	預 け 金 利 息	43
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	7,549
	そ の 他 の 受 入 利 息	141
役	務 の 取 引 等 収 益	10,333
そ	の 他 の 業 務 収 益	10,333
	国 債 等 債 券 売 却 益	9,526
	金 融 派 生 商 品 収 益	3,519
	そ の 他 の 業 務 収 益	5,107
	そ の 他 の 経 常 収 益	899
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	108,077
	債 却 債 権 取 却 益	17,453
	株 式 の 信 託 運 用 益	8,237
	金 銭 の 他 の 経 常 収 益	45,787
	そ の 他 の 経 常 収 益	214
経	常 費 用	36,383
資	金 調 達 費 用	170,241
	債 券 利 息	106,933
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	35,056
	借 入 金 利 息	0
	短 期 社 債 利 息	66,982
	そ の 他 の 支 払 利 息	202
役	務 の 取 引 等 費 用	4,623
そ	の 他 の 業 務 費 用	68
	外 国 債 為 替 売 買 損 益	391
	債 券 発 行 費 用	391
	社 債 発 行 費 用	8,296
	の 他 の 業 務 経 常 費 用	4,043
営	業 他 経 常 費 用	2,616
そ	の 偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	867
	投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	768
	貸 出 金 繰 入 額	42,401
	株 式 の 他 の 経 常 費 用	12,219
	株 式 の 他 の 経 常 費 用	3
	そ の 他 の 経 常 費 用	69
	の 他 の 経 常 費 用	1,198
	の 他 の 経 常 費 用	0
	の 他 の 経 常 費 用	1,797
	の 他 の 経 常 費 用	9,149
経	特 別 利 益	174,668
	固 定 資 産 処 分 益	70
特	別 利 益	70
	固 定 資 産 処 分 損 失	441
	減 損 引 当 金 繰 入 額	93
	引 当 金 繰 入 額	347
税	法 引 前 当 期 純 利 益	174,298
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	50,844
法	人 税 等 調 整	5,587
法	人 税 等 調 整	56,432
当	期 純 利 益	117,865

第8期 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438
当期変動額										
政府の出資			65,000							65,000
資本金から危機対応準備金への振替	△206,529	206,529								—
資本準備金から特定投資準備金への振替			65,000		△65,000	△65,000				—
剰余金の配当								△22,514	△22,514	△22,514
別途積立金の積立							67,566	△67,566	—	—
当期純利益								117,865	117,865	117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618				△618	△618	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										—
当期変動額合計	△206,529	206,529	130,000	618	△65,000	△65,000	67,566	27,166	94,732	160,351
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	995,466	312,478	117,273	429,751	2,762,789

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		84,749	32,217	116,966	2,719,404
当期変動額					
政府の出資					65,000
資本金から危機対応準備金への振替					—
資本準備金から特定投資準備金への振替					—
剰余金の配当					△22,514
別途積立金の積立					—
当期純利益					117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△32,542	2,828	△29,714	△29,714
当期変動額合計		△32,542	2,828	△29,714	130,637
当期末残高		52,206	35,045	87,252	2,850,042

第8期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及

び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券
(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)及び事業分離等

会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

追加情報

特定投資業務は、平成 27 年 5 月 20 日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 23 号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、注記事項「(貸借対照表関係)」に記載しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 243,386 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 786 百万円、延滞債権額は 53,893 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27,792 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 82,472 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、貸出金 461,856 百万円及び有価証券 115,563 百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として有価証券 7,400 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 21,662 百万円及び保証金 3 百万円が含まれております。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第 17 条及び旧日本政策投資銀行法第 43 条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券 1,330,054 百万円の一般担保に供してあります。

7. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、847,229 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 394,333 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 9,113 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 3,032 百万円であります。

10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 22 等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第 2 条の 25 の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第 2 条の 26 の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第 2 条の 27 の規定に基づき、株主総会の決議及

び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

11. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

12. 関係会社に対する金銭債権総額 272,924 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	5,910 百万円
役員取引等に係る収益総額	355 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	913 百万円

関係会社との取引による費用

その他の取引に係る費用総額	3,373 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	0 百万円

2. その他の経常収益には、投資事業組合等利益 33,695 百万円を含んでおります。

3. その他の経常費用には、投資事業組合等損失 3,239 百万円及び投資関連報酬 5,907 百万円を含んでおります。

4. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは、次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省(財務大臣)	(被所有)直接 100%	資金の借入等	出資の受入(注1)	65,000	—	—
				資金の借入(注2)	300,000	借入金	3,929,091
				借入金の返済	437,328		
				利息の支払	39,961	未払費用	12,688
				債務被保証(注3)	2,937,092	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は平成 47 年 10 月 20 日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の規定により、同法第 2 条第 5 号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から 2,723,044 百万円の借入金があります。

(2) 子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条 23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条 25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成28年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	171,379	183,334	11,954
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	321,860	326,855	4,994
	その他	77,360	77,922	562
	小計	570,600	588,112	17,511
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	94,012	93,265	△746
	その他	60,566	60,330	△236
	小計	154,578	153,595	△982
合計		725,179	741,707	16,528

3. 子会社株式及び関連会社株式（平成28年3月31日現在）

時価のあるものは、該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社株式	75,371
関連会社株式	19,184
合計	94,556

4. その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	68,361	24,571	43,790
	債券	323,242	307,426	15,816
	国債	56,275	54,070	2,205
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	266,967	253,356	13,610
	その他	6,069	3,587	2,482
	小計	397,674	335,585	62,089
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	13,393	14,668	△1,275
	債券	8,581	8,712	△131
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,581	8,712	△131
	その他	35,000	35,000	—
	小計	56,974	58,381	△1,407
合計		454,648	393,966	60,681

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	292,568
その他	296,821
合計	589,390

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	67,444	45,316	0
債券	106,641	3,332	376
国債	82,364	2,957	57
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	24,277	375	319
その他	3,518	376	0
合計	177,604	49,026	377

7. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものではありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、14 百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合と 30%以上 50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 28 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計 上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の (百万円)	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの (百万円)
その他の金銭の 信託	16,032	16,032	—	—	—

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	22,307 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	16,056
退職給付引当金	2,007
その他	<u>12,253</u>
繰延税金資産小計	52,625
評価性引当額	<u>△41,429</u>
繰延税金資産合計	11,196
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,278
繰延ヘッジ損益	△15,521
その他	<u>△2,000</u>
繰延税金負債合計	△38,799
繰延税金負債の純額	<u>△27,603 百万円</u>

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.34%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債は 1,546 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 1,170 百万円、繰延ヘッジ損益は 832 百万円、

法人税等調整額は 455 百万円それぞれ増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	59,089 円 25 銭
1 株当たりの当期純利益金額	2,694 円 25 銭

(注) 純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る期末の純資産額としております。

当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、損益計算書に掲げる当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る当期純利益としております。